

三重県防災・減災アクションプラン（概要版）

1 三重県防災・減災アクションプランの概要

（1）策定の趣旨

災害等から県民の命を守るために特に注力すべき自助・共助・公助による防災・減災や国民保護の取組について、令和5年度から8年度までの4年間で何をめざし、そのために何をすべきか、到達目標の実現に向けて毎年度取り組むべきアクションを明確にすることで、「命に直結する取組」を着実に進めるための計画です。

（2）位置づけ

三重県防災対策推進条例第10条に基づく、三重県地域防災計画の防災対策を実行するための事業計画であり、「みえ元気プラン」に掲げた防災・減災施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものです。

（3）施策体系

今後の4年間で着実に進めることが必要な「命に直結する取組」を5つの取組方向・14の施策に整理するとともに、各施策に「めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)」と「特に注力する取組」を設定し、「特に注力する取組」ごとに毎年度のアクションを明確化しました。

取組方向	施策
1 災害即応体制の充実・強化	1-1 災害対策本部機能の強化 1-2 職員の災害対応能力の向上
2 災害保健医療体制の整備	2-1 保健医療活動を支える人材育成の推進 2-2 医療体制の継続性の確保
3 確実に避難することができる体制の整備	3-1 避難施設の整備促進 3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築 3-3 避難に必要な防災情報の提供
4 安全・安心な避難環境の整備	4-1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援 4-2 避難所における避難者へのきめ細かな支援 4-3 物資の受入・供給体制の整備 4-4 多様な支援主体を受け入れる体制整備
5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化	5-1 命を守るための意識の醸成 5-2 防災教育の推進 5-3 地域の防災人材の育成

取組方向1 災害即応体制の充実・強化

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
1-1 災害対策本部 機能の強化	大規模災害発生時等の初動において、迅速かつ的確な災害対応が実施できるよう、県や市町の災害対策本部体制が一層強化されています。

【特に注力する取組】

○ 災害対策本部初動体制の強化

県災害対策本部(本庁)及び地方災害対策部(地域機関)の災害対応業務の検証と見直しを行うとともに新たな体制に基づく訓練を重ねることで、災害対応の実効性向上を図ります。

○ 市町災害対策本部機能強化の支援

市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、図上訓練の企画・立案や運営支援など、各市町のニーズに合わせた支援を行います。

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
1-2 職員の災害対 応能力の向上	大規模災害発生時等において、災害対策本部の中核となって活動する職員等、初動の災害対応において重要な役割を担う職員が育成され、災害対応を迅速かつ的確に実施する体制が整っています。

【特に注力する取組】

○ 災害対策本部の中核となる職員の育成

専門的な研修や人命救助に特化した訓練を通じて、大規模災害発生時等に災害対策本部で中核となって災害対応を実施できる人材の育成を進めます。

○ 役割に応じた対応能力の強化

- ・ 発災時に市町の被害状況や支援要請などの把握を主な役割として事前に指定した緊急派遣チーム要員に対して研修・訓練を実施し、市町支援の専門性向上を図ります。
- ・ 武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に的確な対応が行えるよう、国・市町と連携して図上訓練を実施します。

取組方向2 災害保健医療体制の整備

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
2-1 保健医療活動を支える人材育成の推進	災害時における保健医療活動を支える人材の育成やスキルアップが進んでいます。

【特に注力する取組】

○ 県内 DMAT チームの養成

本県独自で県内での災害医療活動に特化した「三重ローカル DMAT」の養成に取り組み、本県で活動できる DMAT チーム数の増加を図るとともに、研修や訓練を通じて、災害拠点病院をはじめとする医療機関等とのネットワークの構築に取り組みます。

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
2-2 医療体制の継続性の確保	大規模地震災害が発生した際に、全ての病院が自院で整備した「BCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアル(病院BCP)」に基づいて行動し、速やかに医療提供体制の確保ができるような体制が整っています。 また、整備した病院BCPのブラッシュアップが適宜実施され、病院ごとに常に災害時に備えた適切な運用が行われています。

【特に注力する取組】

○ 病院 BCP の整備支援

病院 BCP 未整備の病院に対して、整備に向けた課題等を聞き取り丁寧な支援に取り組みとともに、整備した病院 BCP が適切に運用されるよう、整備済み病院へのフォローアップに取り組みます。

取組方向3 確実に避難することができる体制の整備

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
3-1 避難施設の整備促進	大規模災害に際して避難を必要とする全ての人に対し、避難場所が確保されています。 また、武力攻撃や大規模テロ等の有事の際に命を守るための避難施設の指定が進んでいます。

【特に注力する取組】

○ 津波避難施設や避難路等の整備の促進

地震発生から短時間で津波等の浸水がはじまる地域における津波避難タワー等の津波避難施設や避難路等の整備を早期に進めるため、市町に対する財政支援を実施します。

○ 避難施設(国民保護)の指定の推進

県や市町が保有する公共施設の調査を行い、緊急一時避難施設の指定を進めます。
また、様々な条件下における地下施設建設の有効性を調査し、県本庁舎や地域庁舎の建て替え時における地下施設のあり方を令和5年度に決定します。

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
3-2 津波避難の実効性を確保する仕組みの構築	大規模地震発生に伴う津波に対して速やかに避難行動を取ることができるよう、避難が必要な全ての人が避難場所や避難経路を把握し、避難対策の実効性が確保されています。 また、各地域の特性に応じた避難方法等の検討が行われ、地域の「共助」により、避難対策の実効性の向上が図られています。

【特に注力する取組】

○ 津波避難の実効性の検証と対策の推進

市町における地区防災計画等の作成を支援するとともに、避難場所や避難方法などの地域における津波避難対策の検証・見直し、見直し後の対策に基づく避難訓練実施などの支援を行います。

また、県内への観光旅行者も含め災害時に避難を必要とする人が近くの避難場所等を迅速に把握し、適切に避難行動がとれるよう、市町と連携し、デジタル技術を活用した情報提供の仕組みの整備等を行います。

○ 観光防災の推進

県内の観光事業者や観光関係団体が津波発生時に起こりうる事態を想定しながら観光旅行者の安全を確保できるよう、防災面での知識習得のための研修会を開催するとともに、観光関係者向けの観光防災マニュアルを作成します。

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
3-3 避難に必要な 防災情報の提 供	災害時に避難を必要とする全ての人に対し、適切な避難行動を行うための 防災情報が確実に提供できる体制が整っています。

【特に注力する取組】

○ 防災情報プラットフォームの強化

避難行動を行うために必要な防災情報をよりわかりやすく、正確に、確実に提供するため、「防災みえ.jp」ホームページなど情報発信ツールや提供する防災情報の内容について検証を行い、その改善に取り組みます。

取組方向4 安全・安心な避難環境の整備

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
4-1 避難所の運営体制の整備と被災者に対する健康支援	<p>災害関連死を防止するため、避難所における停電対策や断水対策等の環境改善が図られるとともに、住民主体による避難所運営体制が確立されています。</p> <p>また、避難所等における被災者の健康の維持、二次健康被害や災害関連死の防止を図るため、被災者のニーズに応じた保健活動(保健指導及び栄養指導等)ができる体制が整っています。</p>

【特に注力する取組】

○ 避難所運営体制の構築支援と避難所の環境改善

各市町で実施した避難所アセスメントで得られた知見を新たに盛り込み「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改訂し、避難所ごとのマニュアルの作成を促進することで、住民主体による避難所運営体制の構築に向けた支援を行うとともに、市町が行う避難所環境改善のための資機材整備に対する財政支援を実施します。

○ 避難所等における保健・衛生活動体制の整備

「三重県災害時保健師活動マニュアル」等を活用した研修や訓練を実施するとともに、保健所とその管内市町における保健活動体制等の確認・検討を進め、災害時の保健活動の体制強化に取り組みます。

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
4-2 避難所における避難者へのきめ細かな支援	<p>災害発生時に、女性や外国人、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、子どもなど避難者の多様性に配慮した避難所運営体制が確立され、多様な避難者を円滑に支援することができる体制が整備されています。</p> <p>また、避難所等で配慮が必要な避難者を支援する三重県DWATの即応体制が整備されています。</p>

【特に注力する取組】

○ 避難所において配慮が必要な人へのきめ細かな支援

- ・ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に基づく避難者の多様性に配慮した避難所運営体制の整備や必要となる資機材等の整備を支援します。
- ・ 各市町と連携し、避難所における外国人避難者の円滑な受け入れに向けた訓練や、「みえ災害時多言語支援センター」の立ち上げ時を想定した図上訓練を実施します。
- ・ 県社会福祉協議会と協力し、三重県DWATチーム員に対して実践的な研修を実施するとともに、福祉避難所を運営する施設職員や市町職員に対して、円滑な運営体制を確保するために必要となる能力の向上を図るための研修を実施します。

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
4-3 物資の受入・供給体制の整備	大規模災害に備え、被災者の命をつなぐために必要となる物資を確保するとともに、全市町で物資調達にかかる受援計画が整備され、発災時に円滑に物資を受け入れ、被災者まで確実に届けることができる体制が整っています。

【特に注力する取組】

○ 備蓄物資の確保

発災時に避難所で必要となる物資を確保できるよう、民間事業者との協定締結や計画的な現物での備蓄を進めます。

○ 必要な支援物資の円滑な受入・供給体制の整備

被災者に物資を円滑に供給できるよう、県物資拠点における物資の受入・供給に関する訓練や、県・市町職員を対象とした拠点運営に関する知識やノウハウを習得するための研修会を実施します。

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
4-4 多様な支援主体を受け入れる体制整備	被災者の多様なニーズに対し、抜け・漏れ・落ちのない支援を行うため、みえ災害ボランティア支援センターがコーディネートを行い、NPO・災害ボランティア、企業、士業、大学等の多様な支援主体の協働による被災者支援が行われる体制が整っています。

【特に注力する取組】

○ みえ災害ボランティア支援センターのコーディネート機能の強化

大規模災害発生時、県内外からの被災者支援の担い手を円滑に受け入れ、効果的な支援につなげていけるよう、支援主体との連携・調整等を想定した訓練や、各支援主体との連携・つながりの強化などに取り組みます。

取組方向5 命を守るための意識の醸成と地域の防災活動の活性化

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
5-1 命を守るための意識の醸成	県民の防災意識が向上し、県民一人ひとりが大規模災害等から命を守るために必要な取組を実践しています。

【特に注力する取組】

○ 防災意識の向上

- ・ 国や市町、企業等と連携しながら、大規模イベントやショッピングモール等の集客施設等で防災啓発イベントを実施するなど、災害に備えることの大切さをより多くの県民に認識していただく機会の創出に取り組みます。
- ・ 国民保護に関する情報発信や弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を通じて、子どもたちを含め広く県民の国民保護に関する理解促進に取り組みます。

○ 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

防災啓発イベントにおいて、臨時情報発表時の事前避難等についても啓発を実施して啓発効果の増大を図るとともに、事前避難が必要な住民全員の避難所が確保できていない市町に係る広域避難等の対応策の検討を進めます。

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
5-2 防災教育の推進	防災教育を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害などの自然災害に対して、自分の命は自分で守るとともに、災害時には地域の一員として行動できる力を身につけています。また、平常時から学校と家庭・地域が連携して防災対策に取り組んでいます。

【特に注力する取組】

○ 防災ノートやデジタルコンテンツを活用した防災学習の推進

教室や通学路などで地震が発生した状況を体験できる動画を使ったモデル授業や指導方法の研修などを実施し、防災ノートとデジタルコンテンツを効果的に組み合わせた防災学習を推進します。

○ 学校・家庭・地域が連携した防災教育の推進

学校防災アドバイザーやみえ防災・減災センターの防災人材を活用し、学校と家庭・地域が連携した体験型学習や避難訓練等の防災教育を推進するとともに、教職員の災害対応力を高め、災害時における地域の避難所としての学校運営や学校教育の早期復旧につなげます。

施策	めざす姿(令和8年度末に到達すべき目標)
5-3 地域の防災人材の育成	若者をはじめとする防災人材の育成により、自主防災組織や消防団などの地域防災の担い手が確保され、各主体が相互に補完することで地域の防災活動が活性化し、災害に強い地域づくりが進んでいます。

【特に注力する取組】

○ **地域の防災人材と自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化**

「みえ防災コーディネーター」や「みえ学生防災啓発サポーター」等の防災人材や自主防災組織の中核を担う人材の育成・資質向上に取り組むとともに、防災人材と自主防災組織との連携を促進し、地域の防災活動の活性化を図ります。

○ **消防団員の確保**

- ・ 市町や県消防協会と連携し、集客施設での防災啓発イベント等を通じて消防団の役割を知ってもらう機会の創出や、企業等における被用者が消防団に参加しやすい環境整備に努めるなど消防団活動に対する地域社会の理解促進を図ります。
- ・ 幅広い住民の消防団への入団を促進するため、機能別団員制度の導入を引き続き促進するとともに、市町や県消防協会のニーズに基づいた支援策を実施します。